日本字音における唇内入声韻尾の促音化と舌内入声音への合流過程

——中世博士家訓点資料からの跡付け——

小松英雄

概要

中国の中古音において、韻尾に-pを持っていた唇内入声韻所属の諸字は、最初フのかなを以って転写されたが、以後、第二音節以下に「フ」を持つ国語の語彙と同様の音韻変化の結果、韻尾が長音化して、本来の無尾韻や-n韻尾を持つ諸字と区別を失うに至った。しかしこの一般的傾向に反して、一部には、立・雑・接・摂・執・湿・蟄・颯などのように、舌内入声音と同一の「ッ」韻尾に変化してしまった文字がある。

この現象に対する説明としては、中国本土における入声韻尾の崩壊過程と関係づけてなされたものがあるが、ここには、伝統的性格の特に強いと思われる博士家訓点資料にあらわれた読書音において、この種の特殊な変化をした文字が、

a、一字の漢語として、サ変動詞の語幹になる場合が極めて多いこと。(接・接・摂等)

b、使用の範囲が、無声子音に続く場合に殆んど限定されていること。(颯等)

によって、中世初期から

-p>-pu->-pu-(pu)>-Q-

の過程で促音化をおこし、舌内入声韻尾と促音とがたまたま同じ「ッ」表記をとることから、舌内入声と誤認されて-tの韻尾を持つに至った過程を明らかにして、この変化が、新来の宋音とは一応無関係に起こった、国語自体の音韻変化であることを立証し、あわせて、日本字音における異例の考察に当っては、音韻法則を優先させる前に各字の語性上の差異についての十分な考慮が払われなければならぬことを強調しようとする。

1、はしがき

或る文字の、日本字音の由来が、再建された中古音によって適切に説明できないとき、一般にとられる方法は、上古音に溯ってその源流を求めるか、又は日本において独自に発生した訛り、即ち一種のよみくせであると解するかのどちらかのようである。然し、具体例について個別的に検討してみると、この判定は必ずしも常に容易であるとは限らない。たとえば「鞭」「貪」の二字を広韻(1)に照らしてみると、その反切は

鞭　卑連切・貪　他含切

であって、その頭子音は韻図の体系において、それぞれ清音・次清音であり、漢音、呉音いずれに読んでも濁るべき理由が見当らない。従ってそこに中古音の反切以外から、何らかの説明が要求されるわけであるが、右の二字の濁音となる理由は同一でないようである。すなわち前者については、より使用頻度の高い字として「便」があり、その反切は「房連切」及び「婢面切」であるから呉音系で濁音となるため、「鞭」の通用字音は、これからの類推によって濁音化するに至ったと解されるのに対し、後者は更に伝来の古い字音にまで溯らなければ、適切な説明が得られない(2)ことなどは、その複雑性の一端を示すものといえよう。以下の小考も試論の域を出ないものではあるが、この種の問題のひとつをとりあげて、私なりの説明を下そうとしたものである。

2、問題の所在

中古音において implosive の -p を末音に持っていた、いわゆる唇内入声音は、現行通用字音において

甲 [ko:] ・臘 [ro:] ・乏 [bo:] ・合 [go:]
業 [gio:] ・渉 [jo:] ・泣 [kiu:] ・入 [niu:]

のように表わされ、流摂所属の諸字

口 [ko:] ・救 [kiu:] ・秋 [ju:] ・透 [to:]

や、また -g 韻尾の

公 [ko:] ・衆 [ju:] ・弓 [kiu:] ・隆 [riu:]

のような字と、表記、音韻ともに全く区別を失っている。これは最初「-フ」を以て転写された唇内入声字が、

けふ　あふぎ　おもふ　たふとし

その他、「フ」を第二音節以下に持つ国語の語彙とその軌を一にした、いわば正常な音韻変化の結果であるから、事新らしく取り上げるまでもないが、一部には「接」「揖」「湿」「蟄」「颯」「拉」のように、舌内入声に合流して、唇内入声のおもかげを全く留めぬ文字や、立、雑、執のように、ある特定の語結合に、わずかにその痕跡を留めるに過ぎぬものがあり、また、本来の字音は長音化した韻尾を持っていても、或る特別の場合に促音化して読む

(法)　法度　法相宗　法体　法被

の如き字もかなりあって、甚だ複雑である。

a、促音化は、唇内入声が長音化するまでの、どの過程において、どのような語彙に、どのような理由によって起こったか。

b、舌内音との合流は、右のどの過程において、どの種の文

字に、どのような理由によって起こったか。は、音韻史的に極めて興味ある問題といわなければならない。

3、中国語音韻史との関係

さて、これらの字について、なぜこのような特殊な現象がみられるのかを解明するに当って、最初に検討されなければならないのは、この分化の契機が中国語自体のなかにあったか否かである。時代を中古音以前に限定するならば、

a、韻書や字書に舌内入声またはそれを暗示するような反切が見当らない。

b、上古音においても同様である。(5)

c、「立」「粒」など、同一の反切を持つ文字が、別種の分化をとげている。

d、平安朝以前の資料において「ッ」表記した例は極めて稀である。

などの諸事実によって否定される。またこれらの字と同一の諧声符を共有し、より使用頻度の高い字が、舌内入声韻のなかに見出せないようであるから、いわゆる百姓読みであると考えることも妥当性を欠くようである。

問題とされねばならないのは、従って唐代末期以後の中国本土における入声音の消滅過程との関係である。この消滅は一律にすべての字音をおそったのではなく、それ自体非常に複雑であり、その具体的様相は現在必ずしも詳かではないが、それが全く消滅する以前に、現代呉語にみられるような glottal stop の段階が存在したことは確かであり、それが宋代以後輸入された字音に反映していることと、いま取り上げた問題との間に必然的連関があるかどうかを明らかにしておく必要があるのである。

浜田敦氏は「促音と撥音（上）」(6)の詳細な御論考の一部にこれをお取り上げになり、論じておられるのであるが(7)、氏はこの glottal stop の状態が日本語の促音と類似しているところに注目されて唇内入声音の促音化を説明し、(8)(9)更にこれが「ッ」の韻尾に固定することについては、有坂秀世博士と同様(10)、「脚踏」「楪」などの宋音との関係をお考えになっており、また、そのような理由から、促音化を起す語は比較的伝来の新しい仏教語に多いということも同時に御指摘になっているのである。

たしかに禅林の学侶の手になる諸書をみると、このような印象が強いし、また一方には寺尾正長の「解経秘蔵」のように、唇内入声韻尾をすべて「ッ」表記した書などもあって、このお考えの正しさを立証しているようであるが、以下には中世(11)の博士家読書音にもとづいて、更にもうひとつの解釈を付け加えてみたい。

4、博士家読書音の資料的性格

博士家の漢文訓読が非常に伝統に忠実であることは、すでに先学の指摘されたところであるが(12)、筆者自身、中古・中世におけるその読書音を調査した結果によると、所用字音もまた、極めて保守的性格の強いことが確認され、稀に呉音系の音を混用した例も絶無ではないが、とにかくその規範が、唐代長安音に擬せられる伝来当初の漢音にあったことは疑いを容れないところであってその変化は、国語に通有の一般的な音韻変化にともなうものに限られていたと認められる。(13) 多くの博士家点本に、宋本との校

合が加えられていることは事実であるが、この理由を以て、読書音までも、時代の推移につれて、積極的に新しいものを取り入れようとしていた努力の現れと解することは事実と相違するであろう。

この様な性格を持つ資料を用いて、右の変則的分化の原因を追求できるならば、

a、その保守的性格から、新来の宋音を排除したであろうこと。

b、資料の本質的性格上、仏教語彙を含む率が極めて少ないこと。

の二点から、この現象は、中国における入声韻尾崩壊の過程とは別個に—すなわち国語史の側面だけから——説明できることになるのではないかと思うのである。

5、処理の方法

更にまた強調しておきたいことは、この種の問題の見通しは、常に具体的な個々の例の検討を前提としなければならぬということであって、単に反切や音韻変化の通則のみを追って、各字の持つ個性——語性——を無視するならば、理論的に同一であるべきふたつの字の一方が長音化の普通の変化をたどり、他方が「ッ」韻尾に転ずるというような場合(14)の説明が不可能となってしまう。従って、ここには各字の語性を常に考慮しながら、論を進めて行くことにしたい。

6、見　通　し

仏経の読誦音においても、唇内入声音に種々複雑な読みくせを生じていたことは、山家本によったむねの前書がある「法華経音弁訛(15)」の中の

法華（ホッケ）　法華ト二字ノトキハホッケ〇法華経ト三字ノトキハホケキョウ〇妙法ノトキハメウホウ也、法字ニ三音ヨム

という記事などからもその一端がうかがわれるのであるが、博士家の点本においてはどうであろうか。

移点本の原本に対する忠実度や、後世の書き入れなど、問題になる点がないでもないが、通観したところ、次の様なことがいえそうである。

a、平安末期までは、＝フ／＝ウの動揺だけで、特別なよみくせが存在した形跡は認められない(16)。

b、鎌倉初期になると、或る特定の結合において、上にくる唇内入声字(17)が促音化を起し、「ッ」表記される例があらわれる。

c、鎌倉末期から南北朝にかけて、この促音化の傾向は更に進行し、一部の文字においては促音記号としての「ッ」がついに舌内入声の－t と混同され、それが正式の読書音の位置をうばうに至る。

d、しかしながら、この現象は決して唇内入声音の一般的変化ではなく、特定の文字にのみ、特定の理由によって起ったものであるから、別種の字音体系との交渉の結果と解するのは妥当ではない。

以下、このことを例証しながら、右にのべた「特定」という言葉の内容を示してみたいと思う。

7、個別的検討（一）

a、「接」の字について

この文字は、現今唇内入声字であったことが完全に忘れ去られてしまっている最も典型的な例のひとつであるが、歴史的にみると、

(1) 百姓に接ハル（図書寮本群書治要巻三八）

(2) 士に接ハル〔之〕礼（同巻四〇）

のように訓読された例とならんで、

(3) 犁に拠リ耜に接スル（同巻四十）

(4) 短（か）キ者長キに接シ（同右）

(5) 慈愛（を）は〔者〕下に接スル所以なり（仁治本古文孝経諫諍章）

(6) 接するに道を以（て）せ不（元徳二年中原康雄筆古文尚書巻六）

(7) 賓客を接するそ〔也〕（正和四年東洋文庫本論語集解郷党）

(8) 賓客を接するときは（応永九年東洋文庫本論語集解同）

のような、一字の漢語として、サ変動詞の語幹となる用法が普通に存するのである。これに対して、二字の漢語として、同じく

(9) 交接する〔之〕道を問フ（正和論語子張）

(10) 交接する〔之〕道を問フ（応永論語同）

などのようにサ変動詞を構成する場合もある。右は論語集解子張の対応部分であり、煩を避けるため例示しないが、建武鈔本円珠経、大阪市立大学蔵正平板論語書き込み、成賛堂論語抄等も、すべて同一または類似の表記をとり、「ッ」表記は見当らない。また

(11) 楚の狂接輿（応永論語子路）

も同様である。

この場合、一字の漢語としてサ変動詞を構成しているということは特に強調したいところであるが、そのことについては「携」「揖」などとともに述べることにする。なお

(12) 之を接と謂フ、接は則（ち）……（群書治要巻三八）

は、鎌倉中期において、この字が既に舌内入声と、単独に読まれるときも混同されている例として、注目に価する。

b、「摂」の字について。（付「慴」）

これも一字で訓読される例として

(1) 齊を摂メテ……（建武本論語集解郷党）

(2) せんせうのくにたいこくのあひだにはさまつて（かなかきろんご　先進）

その他がみられるが、やはり前の「接」と同様、一字でサ変動詞を構成する多数の例がみいだされる。すなわち、

(3) 陛下前に始（め）テ位を摂シ（群書治要巻二四）

(4) 衣を摂シ（図書寮本史記高祖本紀）(19)

(5) 周公政を摂シ之（か）祀典を制ス〔也〕（仁治本孝経聖治章）

(6) 官の事（を）摂（せ）不（正和論語八佾）

(7) 官の事（を）摂せ不（建部論語八佾）

(8) 官ー事を摂せ不（応永論語八佾）

(9) 君之政令を摂するなり〔也〕（応永論語泰伯）

などがそれである。また熟語としては

(10) 摂ー服（群書治要巻四三）

(11) 摂迫（応永論語先進）

がある。同じく群書治要の巻四三にみえる

(12) 罰を明(らか)ニスルトキンハ則(ち)民慴(セツ)ー畏ス。民摂(ママ)ー畏スルトキンハ則(ち)変す

は明らかに、ㇵと読んだ例であり、しかも面白いことには最初が心に従い、第二が手に従っていることであって、このことは、やはり鎌倉中期に、二つの文字が共に舌内と混同する傾向にあったことを示すものと考えてよいであろう。おそらく慴は摂にひきずられたのではあるまいか。更に

(13) 摂とは摂迫(ハク)(なり)(也)(正和論語先進)

は、より時代が下るが、同様の例である。

c、「揖」の字について。

一字の漢語として、サ変動詞を構成する語法は、この字において更に著しい。

(1) 僕席ヲ避(サ)テ揖(イフ)シテ曰(く)(観智院本世俗諺文)
(2) 巫ー馬ー期を揖(ユフ)して(正和論語述而)
(3) 抱(ハウ)を執(トて)而、軍士を揖シテ曰ク(群書治要巻三二)
(4) 与(トモ)に立(タ)テル所を揖するときは(正和論語郷党)
(5) 上クルニ揖(イウ)(する)か如し(同右)
(6) 巫(ブ)ー馬ー期(キ)を揖(イウ)して(而)進ンテ(之)曰(イ)ク(建武本論語述而)
(7) 上クルトキニ揖スルか如シ(同右郷党)
(8) 与(トモニ)に立(タ)ツ所(を)揖するときは(応永論語同)
(9) 左の人を揖するときは(応永論語郷党)
(10) ふはきをいつしてすゝんていはく(かなかきろんご述而)(20)

熟語としては

(11) 長ー揖(ユフ)(人名)(金沢文庫本弘決外典抄)(20)
(12) 揖ー譲(シヤウ)(正和論語八佾)
(13) 揖ー譲(シヤウ)(応永論語同)
(14) 揖ー譲(シヤウ)(正平板論語複製)

などがあるが、いずれも「ツ」表記をとっていない。なお、資料の性格は多少異なるが、右の諸例に対する部分は、成賛堂論語抄においても同様の表記をとり、揖譲もユウシヤウとなっている。

d、以上「接」「摂」(「慴」)「揖」について、出来る限りの例を列挙してみたが、各々の個所で指摘しておいたように、いずれも一語の漢語として、サ変動詞を構成する語法が極めて多くみいだされるのである。しかし単独ですでにㇵと読まれた場合が、前二者については鎌倉中期までさかのぼり得ることが注意される。正和以後の資料はしばらくおくとしても、ここに引用した群書治要(巻二四を除く)及び仁治本孝経は、碩学清原教隆の手になるものであって彼の所用字音は伝統に極めて忠実であることが分明であるから、例の宋音との関係においてこれらの字音の促音化と舌内化を説明しようとすることは、明らかに危険であるといわねばならない。やはりこれらの語が、サ変動詞として普通に用いられ、その結果無声子音であるサ行音に常に密接していたため、後述の理由により促音化を起し、更に表記と音価との混同から、舌内音に合流してしまったものと考うべきもののようである。一例しか見出せなかったが、次の例も同様に解すべきであろう。

(1) 昆虫未(た)蟄(チツ)。(せ)(末)(群書治要巻七)

8、個別的検討(二)

「颯」の字の例

(1) 颯々（図書寮本文鏡秘府論）

は平安朝の例であるから問題がないが、

(2) 秋ノ月澄々トシテ〔而〕遠近明ナリ　平
夜ノ風颯々トシテ〔而〕東西冷マシ　他（観智院本作文大体）

は鎌倉中期のものであるのに、まだ促音化を起していない。しかし本書は作文大体という書の性格から、特に意識的に厳密な表記をとったと考えられないこともない。

(3) 颯ー々〔と〕ス、シクシテ（観心寺本遊仙窟）

(4) 颯々〔と〕ス、シウシテ（真福寺本遊仙窟）

のふたつは共に文選読みで「と」を補読すべきであろうが、そうなると現在の漢文訓読の状態(21)から推して、第二の「ツ」の音価が一応問題となるが、当時の舌内入声音がまだ〔-t〕の韻尾を保存していたことを考えあわせれば

sagsat-to

と考えるよりは、

sagsaqto

とみた方が自然であろう。

この字もまた現在完全に舌内化してしまったもののひとつであるが、前三者とは異なり、一字でサ変動詞となる用法を持っていないから、その理由を別に求めなければならない。博士家資料の限られた範囲で例証することは不可能であるが、この文字は結合の仕方が限られていて、この「颯々」のほかには「颯爽」「颯然」などが一般の語彙にあるぐらいのものである。(22) しかも前二者は非常に多く用いられている。そしてまた推測が許されるならば

風あららかに吹き、時雨さとしたるほど、泪もあらそふ心地して……（源氏物語湖月抄・葵）

寄り給ひて、御几帳の帷巾を一重打掛け給ふにあはせて、さと光るもの、紙燭をさしいでたるかと、あきれたり。（同・螢）

さと吹く風に燈籠も吹きまどはして（同・幻）

小少将の君の、文おこせたる返り事書くに、時雨のさとかきくらせば、使も急ぐ。（岩波文庫本紫式部日記）

えもいはぬにほひのさとかほりたるこそおかしけれ（徒然草一〇五段）

その他仮名文学作品中に数多くみられる、本来国語の擬態語であったろうとおもわれるこの語に(23)、いつの頃からか「颯」が当てられるようになったことにより、「颯」字の促音化から舌内化への過程が一層助長されたと考えるのは、必ずしも附会に過ぎるとはいえないのではなかろうか。いずれにせよ、無声子音に続いて韻尾が促音化し、しかもそのような場合が他に比して圧倒的に多いため、「ツ」表記された韻尾が舌内入声と誤まられるに至ったのであろうとする推定に変りはない。

9、個別的検討（三）

a、「執」の字について

この字は一字では「トル」と訓読される例が大部分で、

(1) 執する所の〔之〕志（群書治要巻四十）

のような音読例はむしろ少ない。また熟語では、

(2) 執ー政（正和論語八佾）

のほか、

(3) 執ー鞭〔の〕〔之〕士（応永論語述而）

(4) 執(シフ)-鞭(ベン)ノ士（正平板論語複製同）

ならんで、

(5) 執鞭(ベン)(ノ)〔之〕士（正和論語述而）(24)

(6) 執鞭(ベン)の士（必綿反）（建武論語述而室町末期補筆同）

(7) しつへんのし（かなかきろんご同）(24)

がみられる。このように各々対応する部分でさえも一致をみないほどであるから、一字だけをとりだした際には、

(8) 故に執(シフ)ト言(ふ)〔也〕（正和論語述而）

(9) 故に執(シフ)ト言フ（応永論語同）

(10) 故(に)執(シフ)ト言フ〔也〕（正平板論語複製同）

となっていて舌内化していないが、しかし一方には、

(11) 執(シフ)-夷（元徳本古文尚書補筆）

(12) 執(シフ)-礼（正和論語述而）

(13) 執(シフ)-礼（建武論語同）

のように、明らかに -t と認められる例も、南北朝には既に存在することが知られるのである。この字が右の様に一方にかたよらないのは、音声的に種々の結合様式を持つからと考えられる。例を室町時代の通俗辞書である運歩色葉集にとると、

い、我執(ガシフ)　確執(カクシフ)　宿執(シュクシフ)　尻執(シリフ)　偏執(ヘンシフ)　執心

ろ、執行(シュギャウ)

は、執権(シッケン)　執当(シッタウ)　執筆(シッピツ)　執達(シッタツ)　如件(ゴトシ)　執柄(シッペイ)

に、執事(シッジ)

を拾うことができる。現在も両者併行的に行われているのは、この様な結合の多様性にもとづくものであろう。

b、「法」の字について。

「法」の促法化の例は

(1) 法(ハフ)-象（仁治本孝経）

(2) 法ッ-象（弘安本孝経）

(3) 法(ハフ)-度（建治本孝経）

(4) 法(ハフ)-度（応永論語巻日）

を拾うことができたが、語彙的に極めて限られたものに過ぎず、大部分が体言的用法であるために、11Bに示すような理由から全体的な促音化乃至舌内化を起すことなく、右の様な語はよみくせの域を出ずに今日に至っている。

c、「集」の字について。

論-語-集(シフ)-解　佳売反（正和論語序）（建武論語序）（嘉暦本論語集解）（正平板論語複製序）

右以外の場合に「ッ」表記をとった例は見当らない。

d、その他

(1) 答(タフ)-対（建治本孝経）

(2) 荅は当(タフ)(なり)〔也〕（元徳古文尚書）

(3) 榻(タフ)-子（観智院本遊仙窟）

(4) 葉(セフ)-公セツ音摂（建武論語述而）(26)

などは、それぞれ促音乃至 -t の記号として「ッ」の表記をとったものであるが、(4)は右の「セウ」と左の「音摂」が建武の筆、左の「セツ」は室町末の加筆と判定される。因みに成賛堂論語抄はセツで統一している。

付 いま当然とり上げなければならない文字として「立」・「雑」・「湿」などがあるが、例が甚だ乏しく、「立」は院政期資料と判定される図書寮本史記高祖本紀に「自立(リフ)して」が見出されるぐらいで中世資料には見当らず、「雑(ザフ)」は正和本論語に「雑文」があ

るほかは加点の例がなく、「湿」はッ表記の適例がないためにこの種資料による跡付けは不可能であるから、ここには除外せざるを得ない。

10、結　論

以上、おのおのの字に対する個別的な検討を終ったのであるが次に、この問題についての一応の結論をまとめてみることにしよう。

まず、舌内韻への合流が促音化を前提とすることは、以上の諸例から明らかであるが、その音声的理由としては、次のような説明が可能であろう。

a、韻尾の -ɯ が、サ行音などの無声子音と緊密な結び付きで結合するため、ɯ が無声化して脱落する。

b、残された韻尾 -p は、極めて不安定な形であるため、そのままで存続することができず、もとの一 mora を保存して、促音 -q- におきかえられた。

そして、これらのうち

c、語性上この様な結合が、その使用率の圧倒的部分を占める一部の文字は、常に（促音の記号として）「ッ」表記をとるため、遂に舌内入声と誤認され、無声子音に続く以外の場合でも、-t と発音されるようになり、更に現行の -qɯ にまで変化した。

これを要約して図式化すれば、左の如くである。

(1) -p……-b- ⟩ -mɯ- ⟩ -nɯ(-p-) ⟩ -q-

(2)

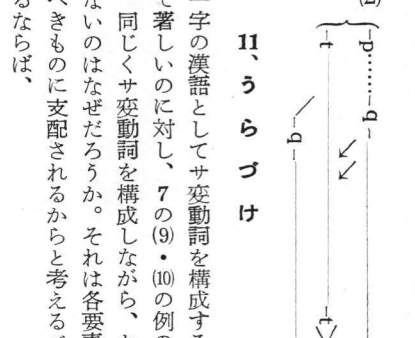

11、うらづけ

a、一字の漢語としてサ変動詞を構成する場合、促音化の傾向が極めて著しいのに対し、7の(9)・(10)の例のように二字の漢語となると、同じくサ変動詞を構成しながら、かなり後になっても促音化しないのはなぜだろうか。それは各要素間の結合の密接度ともいうべきものに支配されるからと考えるべきである。便宜的に図示するならば、

接＝す　摂＝す　揖＝す

に対し、他方は

交＝接―す

のような結び付きであるといえよう。これは現代語の(27)

応＝ずる　　免＝ずる

適＝応―する　罷＝免―する

における清濁の関係に比することができる。

b、次には逆に、どのような語が促音化、乃至舌内化を起しにくいかを検討してみよう。

その適例は「接」と「妾」との比較であって、この二字は声符を等しくし、中古音において単に清音、次清音の対立を示すに過ぎない(26)にもかかわらずこの様な分化をとげたのは、後者が常に体言的に用いられ、従って、「に」や「を」などの助詞に接続する場合が非常に多く、そのため促音化の機会がなく、国語と同

様な変化を順当に受けて長音化することができたと考えられる。前記の「法」も同様であって、この様な語は、たまたま熟語の先行要素として無声子音に続き促音化しても、それは本来の字音そのものまでうばうことができず、よみくせに留まるだけである。博士家資料の中に全然用例はないが、「塔中」なども同種の例であろう。なお「立」と「粒」との関係も「妾」と「接」との関係と同一である。「邑」などは比較的多数の注音例があるにもかかわらず、決して「イッ」の形で表れることがなく、現行音においてもそのような変化のみられないことは、その語性上、十分うなずけるところである。

c、最後に、このような現象が、別種の字音体系の導入にもとづくものでないことの証拠をもうひとつあげておきたい。それはすなわち、いままでに挙げた全用例を通じて、「ッ」表記の字にひとつも反切註が見当らないということである。もちろん古文孝経の諸点本のように、全巻を通じて全く、ないしは殆ど反切を引用しないものは自ら問題が別であるが、その他のほとんど総ての博士家点本においては、あるものは所狭きまでに、経典釈文や韻書字書・音義の類からそれを引いているのが普通であるのに、ここに一例もそれが無いことはあながち偶然とのみ言い切ることはできないであろう。また反切を註さない仁治本古文孝経の様な点本をとってみても、その点者は清原教隆であり、これらの字が唇内入声音に属することを知らなかったとは考えられない。従って—あまり時代の下るものは別として—加点者たちはこれらの字の正しい音を知りつつ、やはり伝承の間に生じた「よみくせ」を尊重してそこに記しておいたのではないかと考えてみると、まことに説明が容易となる。つまりそれらは中国の正しい字音と全く一致しないものであるため、かえって紛らわしいので、意識的に反切註をはぶき、仮名のみを傍註したと解することができるのである。(29)「法」や「集」などは特に良い例であって、中でも15に引いた「論語集解」においては「集」の字にすべて「シッ」の仮名を付して反切註がなく、特に嘉暦本論語集解において、この字以外に仮名をつけていないことは注目に価する事実である。必ずしも反切に忠実でなくとも、伝承された読書音を守ろうとする博士家漢文訓読の態度は種々の徴証から如実にうかがえるところであり、この解釈は妥当なのではないかと思う。また、この「集」の字が、点本の本文中に多数用いられているにもかかわらず、それらに音注がなく、かえってこのような特殊な読みくせの箇所だけ仮名を付していることは、この推定を更に裏付けるものである。

12、むすび

博士家読書音の伝統性を特に重視して、以上の試論を展開してみたのであるが、いわゆる宋音がこの問題に全く無関係であったということはできないであろう。しかしそれはあくまでも側面的間接的影響—つまり右の音変化が起り易いような基層的条件を国語音の体系にあたえたこと—に留まるものであって、直接的にはやはりここに得られた結論のように、国語内部の音変化と考えねばならないであろう。

なお喉内入声音にも同じく促音化が起りながら舌内韻に合流しない理由など、紙面の制約から触れ得なかった点も多く、不十分

な論に終ってしまったが、以上の点につき、大方の御批判を仰げれば幸いである。

付記 本稿は昭和三十年十一月二十三日、国立国語研究所において開かれた訓点語学会の席上発表したものを、論文の形に書き改めたものである。稿を成すに当っては、河野六郎、中田祝夫、馬淵和夫の諸先生、及び福島邦道氏、築島裕氏、小林芳規氏らの御教示と御援助とをいただいた外、岩井大慧先生をはじめ東洋文庫関係の方々の御厚意にあずかった。記して感謝の微意を表したい。

註

(1) 中国科学院語言研究所専刊之三、周祖謨氏「広韻校本」による。

(2) 「貪」字については河野六郎先生の御教示による。

(3) この両者が区別して意識されていたことは、「ㄱ入声」の声点を特に区別した点図や点例のあることからうかがわれる。

(4) 山田孝雄博士「国語の中に於ける漢語の研究」二〇二―七参照

(5) B. Karlgren: Grammata Serica の reconstruction による。

(6) 大阪市立大学「人文研究」第一巻第一号

(7) 詳細は右論を御参照願いたいが、氏はこの中で入声音の促音化にふたつの理由を考えておられる。そのひとつは母音uと促音との調音部位の類似性であるが、これはごく簡単におふれになっているにすぎず、むしろ本稿でとり上げた、第二の点を重視しておいでのように見受けられる。

(8) 昭和三十一年三月十七日付でいただいた私信によれば、氏の此の御考えは大綱において変化はなくとも、必ずしも右論文御発表の当時とは同じでなく、また「合戦」のような例には別種の御説明をお試みになっておいでのようであるが、御発表の日を期待して今は触れない。

(9) glottal stop がもし現代呉語のような状態であったとすると、ひとつの疑問がわく。それは趙元任「現代呉語的研究」のなかの The endings -p, -t, -k in ancient finals are dropt, but a trace of a glottal stop is usually heard when a *ruhsheng* character is pronounced singly. In connected speech, however, when a syllable in the *ruhsheng* is followed by another syllable, its *ruhsheng* character is only shown by its brevity, there being no glottal stop. (Introduction in English xiii)

つまり単独で発音されると入声字に喉頭閉鎖音が聞えるが他の音節に続く場合にはそれが聞えず、ただ音節の短かさによってのみ入声の性格が示されるにすぎないというのである。この記述は熟語の先行要素たる唇内入声音が、無声子音に続く際に促音化することのために、好条件だとは思えないからである。しかし宋音の入声韻尾が必ずしも現代呉語と全同であったと考える必要はないので大した障害にはならないかも知れない。また前記私信によれば浜田氏はこれを支障とはお考えになっていない。なお疑いを存しておく。

(10) 有坂秀世博士「国語音韻史の研究」後記五―六

(11) 中世に限ったのは、院政期までの博士家点本にこの様な例がみられないからである。

(12) 中田祝夫氏「古点本の国語学的研究」総論篇第三章第二節及び小林芳規氏「古文孝経序の訓読文四種」(訓点語と訓点資料第五輯)

(13) 唇内入声の長音化はその一例である。

(14) 後述の「接」「妾」・「立」「粒」などの分化の理由をさす。

(15) 沙門覚順撰「天保甲辰季秋刊勢州楠原浄蓮寺」の刊記がある。

(16) この項の証明は省略する。

(17) 喉内入声にも「爵級(シャッキュウ)」(建治本古文孝経)のような現象が一部にあらわれるが、当面の問題ではないので言及しない。

(18) 図書寮本群書治要現存四七巻の奥書を検すると、極めて多彩であるが、本稿にひいたものは、巻二四が院政期頃の姿を反映すると考えられるほか、すべて清原教隆の字音と考えて差支えない。

(19) 本書は古い点本を江戸時代に敷き写ししたものらしく、字音の体系は院政期のものと思われる。(合拗音などはその例)(3)と(4)は参考のために出しておいた。

(20) これも参考のために掲げたものである。

(21) 内野熊一郎先生の御教示によれば、現今この語はサッサツであるが下にトが付けばサッサットとも読まれるそうである。

(22) 勿論辞書には他の語も記載されてはいるが、使用頻度の上からいって問題にならない。

(23) もし漢語起源であるとするならば、まだ平安朝においてはこの種の促音化が起きていないはずであるから、仮名文学の作品中に「さふと」の形で表記されていなければならないのにそれが見当らないため、国語の擬態語であることは疑いを容れない。しかし onomatopoeia においては、無関係に発生しても類似の形をとることは決して珍らしくないので、この宛字の生ずるのは極めて自然に理解される。「颯然」←→「さっと」の様な関係もこの場合想起されてよい。ただしこれの起った時代については未調査のため何とも言えない。

(24) おそらく「鞭」は正しい漢音で〔fen〕と発音され、この結合においては〔jit-pen〕と読まれたと思われるが、表記の上からだけでは〔jit-pen〕あるいは〔jit-ben〕でなかったと証することはできない。

(25) 大矢透博士「仮名遣及仮名字体沿革史料」による。

(26) 室町末期の加筆はすべてセツで表わされている。

(27) 中世以前においてこの清濁関係を明らかにすることは困難であろうし、また実際調査したこともないので、恐らくかなり古く溯れるであろうとは思うが「現代語」と断っておくことにする。

(28) 広韻では接＝即葉切・妾＝七接切で系聯しているし、韻鏡でも第四十転の入声四等に並んで配置されている。なお現代の北京官話では右の延長として 接＝chieh¹ 妾＝ch'ieh¹ の状態を存続している。因みに朝鮮語・安南語・広東語をはじめとする各地の方言音もすべてこの関係を保持

しているとが B. Karlgren: Etudes Sur la Phonologie chinoise. P. 860 の表によって知られるのであるがこの表の日本字音の部分には接に「ッ」韻尾をのせていない。また、同 Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese. P. 305 (1071) には

薩 J. sō (sepu)

薩 J. sō (sepu), setsu (setu)

として後者にふたつの形を認めてはいるが、この並べ方には、Etudes と同じく記述よりも演繹によろうとした—すなわち反切を優先させた—彼の態度をうかがうことができるから、これらの書による場合は充分な警戒を必要とするようである。

(29) 7に引いた法華経音弁訛の「法」の字のような場合、経文の相当箇所に反切を傍註としたとしたら、読誦の際、却って迷ってしまうであろう。この種の読みくせは、反切を省いて仮名のみを註しておいた方が、はるかに実用にかなっているといえる。

—東京教育大学大学院学生—